# 損害賠償額算定における中間利息の 控除方法の史的変遷(1)

# 岡 本 友 子

〈目 次〉

- I はじめに
- Ⅱ 中間利息の控除方法をめぐる大審院・最高裁判例の変遷
  - 1 大判大正15年1月26日民集5巻71頁
  - 2 最判昭和37年12月14日民集16巻12号2368頁
  - 3 最判昭和53年10月20日民集32巻7号1500頁
  - 4 最判昭和56年10月8日交通民集14巻5号993頁
  - 5 最判平成2年3月23日判時1354号85頁、判タ731号109頁
  - 6 最判平成3年11月8日交通民集24卷6号1333頁
  - 7 最判平成22年1月26日判時2076号47頁、判タ1321号86頁
  - 8 小 括 (以上本号)
- Ⅲ 中間利息の控除方法をめぐる従来の下級審の状況

(以下次号)

- IV 中間利息の控除方法をめぐる学説・実務の動向
- V おわりに

### I はじめに

周知のように、現在の裁判実務によれば、人身侵害による損害賠償の中心は逸失利益であり、加害行為がなかったならば被害者が将来得るであろう収入額を推計し計算してきた。具体的には、被害者の事故当時の年収を基礎に、生活費を控除して年間の純所得を確定し、これに統計による稼働可能年数を乗じて得べかりし利益の総額を算出する。将来の得べかりし利益を現時点で取得するため、さらに中間利息を控除するという方法がとられた<sup>(1)</sup>。中間利息控除は、損害賠償額の算定に当たり将来の逸失利益額を現在価額に換算するため、損害賠償額の基準時から将来利益を得られたであろう時までの利息相当額(中間利息)を控除するものである。

このように、逸失利益は、将来長期にわたり取得するはずであった利益を現在の一時金で支払うため、中間利息を控除する必要がある。この現価算定に当たり中間利息の控除割合や控除方式等については、改正前民法に明文規定はなく、主として解釈に委ねられてきた<sup>(2)</sup>。

その中で、中間利息の控除割合に関して、従来から裁判実務上、改正前 民法404条の法定利率とされ、その「年5分」という数値自体、ほとんど 所与のものとして取り扱ってきた<sup>(3)</sup>。

そこで、まず、中間利息控除の意義について再確認すれば、交通事故等の被害者の損害賠償額算定に当たり、一時金賠償方式の場合、被害者が18歳から67歳まで稼動して将来得られるであろう所得を死亡した現時点でまとめて獲得するため、67歳までの利息を割り引く必要が生じ、複利のライプニッツ方式又は単利のホフマン方式によって中間利息を控除し、将来得られるはずであった逸失利益を現在価額に換算する。

そうすると、損害の金銭的評価の一環として、「中間利息の控除は、本来であれば将来にしか得られないであろう金員を現在得たとすれば、それをいくらに換算するのが公平であるかという問題」であり、「民法上の法定利息の利率が年5分であることとは直接には関係のない問題」(札幌地

判平成15年11月26日民集59巻5号1032頁、自保ジャーナル1533号2頁)ということになろう。

最判平成17年6月14日民集59巻5号983頁(以下、「平成17年判決」と呼ぶ)は、中間利息控除という問題を事実認定の問題ではなく法律論として捉え、改正前民法は民事法定利率年5分に基づくことを予定していると結論づけたのである。すなわち、事実認定の問題とすると、どのような資料により中間利息の控除割合を認定していくか、どの程度の証拠を要求していくか、さらに、裁判所によりまた事案により中間利息の控除割合に幅がでることが予想されるが、このような幅は認めてよいか問題となるからである。

しかし、法的安定性や統一的運用を志向したとしても、将来予測を含む 蓋然性の判断や裁量を伴う規範的な価値判断は、一定の合理的な範囲内で あれば認められると解されよう。実際にも、他の局面(例えば平均余命や 将来の介護費・収入額等の認定等)においては、従来認められてきた。

他方、中間利息の控除方法については、単利方式のホフマン方式と複利 方式のライプニッツ方式が存在し、両者の争いがあったものの、このいず れの方式も不合理なものとはいえないとして、裁判実務上是認されてきた (後掲最判昭和53年10月20日民集32巻7号1500頁、後掲最判昭和56年10月 8日交通民集14巻5号993頁、後掲最判平成2年3月23日判時1354号85頁、 後掲最判平成22年1月26日判時2076号47頁等)。

ところが、平成11年11月16日、東京・大阪・名古屋の3地裁民事交通事故専門部が主導した「交通事故による逸失利益の算定方式についての共同提言<sup>(4)</sup>」(以下、「共同宣言」と呼ぶ)では、2000年1月1日以降、中間利息の控除方法についてライブニッツ方式に統一し<sup>(5)</sup>、中間利息の控除割合は「特段の事情がない限り、年5分の割合による」とされた<sup>(6)</sup>。その事情として、①損害賠償金元本に附帯する遅延損害金については民事法定利率が年5分とされていること、②過去の経験に基づいて長期的に見れば年5分の利率は必ずしも不相当とはいえないこと、③個々の事案ごとに

利率の認定作業をすることは、非常に困難で、大量の交通事故による損害 賠償請求事件の適正かつ迅速な処理の要請による損害の定額化及び定型化 の方針に反すること等が考慮された。

その後、次第に、近時の低金利状態を反映し、損害賠償請求訴訟において中間利息の控除割合を法定利率年5%とするのが相当であるかを争う事件が増加した。この問題は、交通事故だけでなく労災・医療過誤など広く他の事故類型においても、死亡や後遺障害による逸失利益や介護費用など口頭弁論終結時以降の将来給付が問題となる場合、とりわけ稼働可能期間が何十年もの長期にわたる未成年者の事例で重要な論点となり、別稿(7)で若干の検討を試みた。

さらに、平成29年(2017年)5月26日第193回国会で成立した「民法の一部を改正する法律<sup>(8)</sup>」、いわゆる債権法改正により、法定利率に関する規定の変更・新設とともに、中間利息の控除についても規定が新設され、立法的に一応の解決をみた。すなわち、改正民法417条の2第1項(及び722条1項)は、「将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率によ」ると明記した。不法行為に基づく損害賠償請求権の場合は、不法行為時を基準時とする法定利率によることになろう。そして、改正民法404条1項は、「別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。」とし、同3項は、法定利率につき3年を1期とする1期毎に同4項・同5項に定める基準により変動する変動制を採用し、同2項により当初は「3パーセント」とされた。

また、改正民法417条の2第2項(及び722条1項)では、将来の逸失利益のみならず、将来の介護費用のごとく、「将来において負担すべき費用」についても、損害賠償額算定における中間利息控除の場面では、利息債権と同様の基準で変動制が妥当し、その利率の基準時は損賠賠償請求権発生時の法定利率とすることが規定された<sup>(9)</sup>。

そこで、本稿は、人身損害において本質的に、逸失利益の賠償を中核とする現在の裁判実務の算定方法が適切妥当であるか、改正後もなお損害賠償制度の在り方について再検討する基礎的前提として、中間利息の控除に関する歴史的経緯を踏まえながら、主として中間利息の控除方法について原告側の主張や裁判例の動向を概観し、そもそも従来必ずしも明示的に議論されてこなかった中間利息をどのように控除すべきかに関し、中間利息控除の意義や算定方法について改めて考察してみることにしたい。

# Ⅱ 中間利息の控除方法をめぐる大審院・ 最高裁判例の変遷

以下では、中間利息の控除方法が主要な争点となった大審院・最高裁判 例を概観し<sup>(10)</sup>、そこで議論された基礎的事項や判断基準等について整理 することにしたい。

### 1 大判大正15年1月26日民集5巻71頁

【事実】 本件は、踏切を通行中の8歳男子Xが神戸市電車により轢過され 左腕切断の重傷を負った事案で、損害賠償額の算定に当たりホフマン式計 算法に準拠すべきか、また同計算法の準拠に計算方式を判示する要否等(11)が、争点となった。

Xは、市電の運転手 $Y_1$ 及びその使用者 $Y_2$ に対して、損害賠償額算定に当たり、Xは当時 8 歳で事後57歳まで生存し、21歳から57歳の37年間双腕を有していれば 1 日平均 4 円の収入を得ることができたところ、片腕となったため収入は 2 円に半減し、その差額 1 日 2 円で37年間の合計 2 万7010円の減収を被ったと主張した。そして、一時に之を請求するを以て利息等を控除し、半額 1 万3500円はXが本件事故により被った損害とした。併せて、X は身体障害者となったことにより精神上多大の苦痛を被り、この慰謝料として6495円の支払いを請求した。

原判決は、Xの請求を一部認容した。「負傷当時8歳にして将来49年間即ち57歳迄生存し得べく、Xが本件負傷を受けざりしものとせば、21歳より57歳迄少くとも一日平均2円の収入を得べかりしに、負傷に因り、其の収入は一日平均1円30銭に減額し、即ち一日平均70銭1ヶ年255円50銭の損害を受けたるものなり」と認定した。かつ、原判決は、「右金額はXが21歳に達したるとき初めて収入を開始し事後57歳に至る迄継続収入すべきものなるに、之を8歳の現在に於て一時に支払いを受けんとするものなれば、ほふまん式計算法に依るを相当とす。同法に依り計算するに、3883円87銭2厘となる」と判示し、原判決は財産上の損害の数額を確定した。

これに対し、Yらは、以下のように<sup>(12)</sup>、原判決には理由不備ないし理由 齟齬の不法があり、破棄を免れないと主張し上告した。

【争点】 損害賠償額の算定とホフマン式計算法への準拠

【上告理由】 (1)「本件の如き場合に於て、ほふまん式計算法に依るべきも のに非ず。ほふまん式計算法は破産債権に関する計算にして、本件の場合 に於ける計算方法に非ず。」(2)「原判決は本件の場合に於て、何故に、ホ フマン式計算法が相当なるやの理由(らいぷにっつ式及びかるぶつおう式 計算法あり) に至りては、毫も明示する所なし。単に、ほふまん式計算法 に依るを相当とすとのみの判示は、判決に理由を付したるものと謂ふを得 ず。須く、ほふまん式は如何なる計算法にして、如何なる理由に依りて相 当なりやを判示せざるべからず。|(3)「原判決は、ほふまん式計算法なる ものは如何なる計算法なるやに付、毫も判示するところなし。従て、原判 決の計算したる3883円87銭2厘の算定は、果して正当なるや否やを知るに 由なし。」(5)「仮にY<sub>2</sub>に損害を賠償する義務があるとするも、Xの損害は 21歳に達したる時より開始するものなるを以て、YoはXが21歳に達したる 時よりXの生存する間原判決認定の損害額の支払を為せば可なる筋合なり とす。然るに、Xの生存中支払能力の確実なるY。に対し、支払能力なき破 産者に対して適用すべき破産債権確定に関する理論を適用したるは不法な りと謂わざるべからず。若斯る場合に於て、Yoの如き義務者に対しても

亦破産者と同様の理論に従うべきものなりとせば、其の然る所以の法理を明示せざるべからず。」「本件に於てほふまん式計算法を適用したるは不法なり。且又其の適用すべき所以の法理を明示せざるは不法なり。」

大審院は、以下のとおり判示し<sup>(13)</sup>、Yらの上告を棄却した(以下、下線 及び強調は筆者)。

【判旨】「原判決は、其の理由の前段に於てYらは民法第715条第1項前段 の規定に依りXの本件轢傷に因り生じたる損害の全部を賠償する義務ある ことを認めたる後、其の後段に於て論旨第1点摘録の如く判示して、其の 損害の数額を確定したものなり。而して原判決の認定した所によれば、X は負傷当時8歳にして将来49年間即57歳迄生存し得べくXが本件負傷を受 けざりしものとせば、21歳より57歳迄少くとも一日平均2円の収入を得べ かりしに、負傷に因り其の収入は一日平均1円30銭に減額し、即一日平均 70銭1ヶ年255円50銭の損害を受けたるものなりと云うに在りて、Xは21 歳より57歳に至る迄に生ずべき叙上の損害の賠償を8歳の現在に於てYら に対し請求し得る筋合にして、論旨第5点所論の如く、Xが21歳に達した る時を待ちて支払を開始することを必要とするものに非ず。而してXが21 歳より57歳に至る迄年年生ずべき前記損害額を8歳の現在に於て一時に之 が支払を受くるに付ては、相当の割引を為すこと固より当然にして之が割 引の方法として、ほふまん式計算法に準拠するも何等不可なることなし。 然らば、原判決がほふまん式計算法に依るを相当とし同法により損害額の 算定を為したるは相当にして、原判決には所論の如き理由不備の不法があ ることなく、ほふまん式計算法は破産債権に関する計算法にして、本件の 如き場合に関する計算法に非ずとする論旨は之を採用せず。|

「ほふまん式計算法の如何なる計算法なるやは、裁判所に顕著なる事実なるを以て、右計算法に準拠するに方りては計算の基礎たる数額を確定したる以上、進んで其の計算の方式を判示することを必要とせず。而して原判決の確定したる計算の基礎たる数額に基き年5分の割引歩合に依りホフマン式計算法を実施するときは原判決の計算したる3883円87銭2厘の計数

を得べきこと算数上明なるを以て、此の点に関する論旨は理由なし。」 【まとめ】 一 本大審院大正15年1月26日判決(以下、「大正15年判決」 と呼ぶ」)は、特に理由を述べることなく中間利息の控除方法としてホフマン方式(単式)を認め、これが先例となり、以後、ホフマン方式が判例・通説となった。

すなわち、本大正15年判決が、年5分の法定利率によりつつ、「現在に 於て一時に之が支払を受くるに付ては、相当の割引を為すこと固より当然 にして之が割引の方法として、ほふまん式計算法に準拠するも何等不可な ることなし。」と判示し、将来得られる利益を期限の終期に一度に取得す るという単式ホフマン方式を認めて以来、ほとんどの裁判所がホフマン方 式に依拠した。この点に、本大正15年判決の先例的意義が認められる。

また、ホフマン方式採用の要因として、改正前民法には中間利息の控除 方法について規定はなかったが、昭和27年法173号「破産法及び和議法の 一部を改正する法律」により削除される前の旧破産法18条が単利のホフマ ン式計算法を採用していたことが、本大正15年判決の判断を支える一つの 論拠とされたのではないかと推測される。

ここで、将来取得するはずの収入を現在において一時に請求するため、その間の中間利息を控除する3つの算定方式、(1)カルプツォウ方式、(2)ホフマン方式、(3)ライプニッツ方式について概略する(14)。今、将来受け取る名義額をA、稼働可能な年数をn、中間利率をr、現在受け取る手取り額をX、とすると、(1)割引率による単割引法であるカルプツォウ方式では、X=A(1-nr)、(2)利率による単割引法であるホフマン方式では、 $X=A/(1+r)^n$ 、と算定される。

このうち、(1)カルプツォウ方式は、将来取得しうる金額からその金額に対する期限までの利息を控除したものを現在額とする考え方である。金融機関での手形割引の場合などに用いられる。これに対し、(2)ホフマン方式、(3)ライプニッツ方式は、現在額に期限までの利息を付したものが将

来取得しうる金額と一致するように考えるものであり、両者の違いは、期限までの利息を(2)単利で利殖するか、(3)複利で利殖するかの違いである。なお、(1)カルプツォウ方式は、その数式のもつ不合理さ(15)から、わが国では主張する者はいないといわれている。

二 次に、大正15年判決は、いかなる理由によりホフマン式計算法が本件損害賠償額算定に関して採用されるべきであるかについて、「Xが21歳より57歳に至る迄年年生ずべき前記損害額を8歳の現在に於て一時に之が支払を受くるに付ては、相当の割引を為すこと固より当然」とのみ論じ、「割引の方法として、ほふまん式計算法に準拠するも何等不可なることなし。」と結論づけている。

中間利息を控除する必要がある以上、破産債権<sup>(16)</sup> とは異なり、損害賠償額算定の局面において法律上の明文規定がなくても、中間利息控除の算定方式を採用しなければならないのは当然としても、大正15年判決が判示した理由付けだけでは当然にはホフマン方式の採用とはならない。大審院として、判文中でホフマン式を採用する実質的理由を明らかにする必要があろう。

したがって、大正15年判決も原判決も中間利息控除の算定法として、なぜライップ式計算法ではなくホフマン式計算法でなければならないのか論理的な理由がないため、Yらから「理由不備の違法」といわれるのもあながち無理もないだろう。

三 結局、大正15年判決は、損害賠償額の算定方法、したがって中間利息控除の算定方法について、事実審の裁量に委ねられるべき事実の問題であり法律論や規範の問題ではないとして、特に原判決の判断が不合理なものでない限り当該判断を是認し、上告棄却の結論を導くものと解されよう。

しかし、大正15年判決が「ほふまん式計算法の如何なる計算法なるやは、 裁判所に顕著なる事実」と認定したとしても、「計算の基礎たる数額を確 定した」だけで、「計算の方式を判示することを必要とせず。」と結論付け たのは、論理の飛躍であろう。むしろ、ホフマン式計算法の計算方式を明

らかにすることこそ、大審院の任務であろう。仮に、原判決がホフマン式 計算法則の理解を誤り、その算定結果を誤っていた場合、それを検証する 方法がないのは問題である。大審院としても、このように控訴院が算定法 則に違背していた場合まで容認する趣旨ではなかろう。

### 2 最判昭和37年12月14日民集16巻12号2368頁

【事実】 本件は、32歳6月の有職者Aの死亡事故について、原判決が、「亡 Aの得べかりし利得は、死亡当時の32年6月からその後満60年まで27年6月間、年間74,000円の割合による合計2,035,000円となるが、これを死亡時において一時に支払を受けるものとし、ホフマン式計算法により年5分の割合の中間利息を控除して計算すると1,301,715円(円以下切捨)となることは計算上明らかである」が、附帯控訴がないため、第一審判決認容の限度で逸失利益の賠償を認めるほかないと判示した(17)事案である。Yら上告。【争点】 将来において得べかりし全利得を損害賠償として一時に支払いを受ける場合とホフマン式計算法

【上告理由】 現在一般に用いられているホフマン式計算法によれば、亡A の逸失利益は85万6842円となるはずで、原判決の用い方は誤っている。

【判旨】 一部破棄差戻し(責任論)、一部上告棄却(中間利息の控除方法)。「論旨がホフマン式計算法として挙示する算式は、推定余命年間の全利得をその最終時に利得するものとの仮定に立つてその金額から中間利息を控除して算出する方法であるが(これをかりに単式と名づける。)、同じくホフマン式計算法といつても、推定余命年間を数期に分ち、各期末ごとに利得するものとの仮定に立つてその各金額から各中間利息を控除してそれらの合算額を算出する方法もある(これをかりに複式と名づける。)」そして、「原判決は一年ごとの得べかりし利得を74,000円と確定しているのであるから、このような本件の場合においては、一年ごとの期間に分ち前記複式により算出するのが相当である。」よつて、この方法により前記数字をあてはめて計算してみると、少なくとも、原判決が最終的に第一審判決

の限度において $X_1$ 、 $X_2$ 、 $X_3$ の3名に対して認容した損害賠償請求額の合計978.305円以上になることは計算上明らかである」。

【まとめ】 前掲大正15年判決が中間利息の控除に当たりホフマン方式を採用して以来、昭和30年頃まで下級審の大勢を占めていたが、そこでのホフマン方式は、本最高裁昭和37年12月14日判決(以下、「昭和37年判決」と呼ぶ)がいう「推定余命年間の全利得をその最終時に利得するものとの仮定に立ってその金額から中間利息を控除して算出する方法」、すなわち単式であった。

その後、本昭和37年判決が、昭和30年後半以降の当時の下級審判決の趨勢に沿い、最高裁としても、「推定余命年間を数期に分ち、各期末ごとに利得するものとの仮定に立ってその各金額から各中間利息を控除してそれらの合算額を算出する方法」、すなわち複式ホフマン方式(単式と区別し「新ホフマン方式」と呼ばれる)を是認するに至った。

本昭和37年判決が、将来数年間に得べかりし全利得を損害賠償として一時に支払を受けるため、中間利息の控除にホフマン式計算法を用いる場合には、一年ごと得のべかりし利得が確定されている限り、「一年ごとの期間に分ち前記複式により算出するのが相当」と判断し、最高裁として初めて正面から複式ホフマン方式を是認した点に、意義がある。

もともと逸失利益は、不法行為時に全て生じるものではなく、得べかり し時点において個々的に生じるものであるから、昭和37年判決が判示する とおり中間利息の控除方法としてホフマン方式を採用する場合には、稼働 可能期間の終期に収入がすべて生じると仮定して中間利息を控除する単式 ホフマン方式よりも、年毎に収入が発生するとして1年毎に中間利息を計 算して控除する複式ホフマン方式の方が合理的であろう。

但し、年毎のホフマン方式によると、係数が20を超える36年以降では年 5分の利息を得て全期間の逸失利益を回収しても、なお元本が残存すると いう不合理が生じる<sup>(18)</sup>。

また、本昭和37年判決は、ホフマン方式以外の控除方法を否定するものではなく、また一年毎にホフマン方式を適用しなければならないと論じているわけでもない。原審の $X_1$ の得べかりし利益を1年毎に認めた認定判断に従って複式ホフマン方式を採用したにすぎない。そうすると、本昭和37年判決の趣旨からは、月毎に得べかりし利益が確定される場合は、月毎に中間利息を控除するのが妥当と解される $^{(19)}$ が、月給制の場合でも賞与やある種の手当が年単位で付与されることがあるため、必ず月毎に中間利息の計算をしなければならないかは、本昭和37年判決の射程外であり、別の問題である。

### 3 最判昭和53年10月20日民集32巻7号1500頁

【事実】 本件は、 $10歳の女児亡Aの両親Xらが、亡AはY_1がY_2会社の業務$ 中に過失により引き起こした交通事故により死亡したとして、 $Y_2$ 会社には自賠法 3 条本文、 $Y_1$ には民法709条、 $Y_2$ の取締役である $Y_3Y_4$ には民法715 条 2 項に基づき、損害賠償を請求した事案である。原判決は、Yらの責任を認めたが、逸失利益の中間利息の控除についてライブニッツ係数を用い、また亡X0を育料を控除し算定したため、X5が上告したX20。

【争点】 将来得べかりし利益を事故当時の現在価額に換算するための中間 利息控除の方法とライプニッツ式計算法

【上告理由】 中間利息控除の方法に関し、原判決は逸失利益の算定につき 18歳より63歳まで稼働するとの前提に立ちライプニッツ方式を採用した が、大正15年判決以来、昭和37年判決においても、また最近の多数の下級 審判決、例えば東京高裁昭和49年10月9日判決においてもホフマン方式の 計算がライプニッツ方式に比較してより妥当である旨判示されている。この点で、原判決は計算方式につき判例違背をしている。そもそもライプニッツ方式とホフマン方式のいずれにも難点があることは従来から指摘されて いるところ、「原判決は昭和46年当時の賃金センサスを利用したうえ、年 収金637,800円を一律額に固定させ計算の基礎にしているだけで、将来に

おける昇給とか、物価変動を全然考慮せず、しかも最近の下級審の裁判基準によれば余命年数が女子の場合76歳に延びたことを考慮して稼働年数を67年までとして計算しているのに対し、原判決は63年までしか認めなかったにもかかわらず、ライプニッツ方式を採用している点に公平妥当性を欠」き、従来の最高裁判例にも違背する。

【判旨】 一部破棄自判(養育費控除…省略)、一部上告棄却(中間利息控除)「原審が亡Aの将来得べかりし利益の喪失による損害賠償につき、本件事故発生時において一時にその支払を受けるものとし、年5分の中間利息を控除するために採用した所論ライプニッツ式計算法は、交通事故の被害者の将来得べかりし利益を事故当時の現在価額に換算するための中間利息控除の方法として不合理なものとはいえず」、所論引用の昭和37年判決は「複式ホフマン式計算法によらなければならない旨を判示するものではないから、右判断と抵触するものではない。原判決に所論の違法はなく、論旨は、採用することができない。」

【まとめ】 本最高裁昭和53年10月20日判決(以下、「昭和53年判決」と呼ぶ)は、10歳の女児の逸失利益の算定に当たり、原審が採用した「ライプニッツ式計算法は、交通事故の被害者の将来得べかりし利益を事故当時の現在価額に換算するための中間利息控除の方法として不合理なものとはいえ」ないと判断した。この点、従来、ホフマン方式が判例・通説の認めるところであったが、特に十分な理由づけもなく、最高裁として初めてライップニッツ方式を是認した。

特に、逸失利益の算定において最も重要な要素と考えられているのは、 収入額と中間利息控除方法の組合わせであり、本昭和53年判決は、賃金センサスの全年齢平均賃金とライップニッツ方式の組合せを最高裁として初めて認めた点に、意義が認められる。

また、既に本稿で論じたとおり、本昭和53年判決も、昭和37年判決は「複式ホフマン式計算法によらなければならない旨を判示するものではない」

から、本昭和53年判決の右判断と抵触しないと判示し、原告側の上告理由 を退けている。

かくして、年少女子の逸失利益の算定方法については、収入額にせよ、 生活費控除割合にせよ、中間利息の控除方法にせよ、従来からのいわば慣 行として、最高裁は、算定法が特に不合理なものでない限り、原審の裁量 に委ねている。本昭和53年判決もこの立場を踏襲し、以後の下級審に一つ の指針を与えた。

### 4 最判昭和56年10月8日交通民集14巻5号993頁

【事実】 本件は、8歳女子Aの死亡に基づき、22歳から68歳まで賃金センサスの全労働者平均賃金を基礎に生活費を35パーセント控除し、逸失利益を算出した第一審に対し、原審は15歳から67歳まで全女子労働者の平均賃金に家事労働分年額60万円を加算し、生活費控除を5割とするともに、慰謝料額において男女格差をも考慮した事案である。亡Aの両親Xらは、更なる男女格差の是正と慰謝料額の増額を求めて、上告した(21)。

【争点】女子年少者の逸失利益の算定と男女格差の是正

【上告理由】 (1) 男女の賃金差別や女子のみにかかる家事育児の負担により 男女の賃金に著しい格差が生じているが、女性に対する差別撤廃条約の調 印、男女の賃金差別違法判決、男女平等法制定の動き、及び社会保障・社 会施設の充実、男女の役割分担の認識の変化等から将来格差が縮まること が予測される。したがって、格差を逸失利益に反映させるのは男女差別で あり憲法14条に反する。(2) 家事育児の負担による男女格差を家事労働分と して評価すべきである。(3) 男女格差是正の点から生活費の控除5割は多す ぎる。また、中間利息の控除方法には、ホフマン方式を採用するのが公平 妥当であり、現在の慰謝料は低額すぎる。

【判旨】 上告棄却。「交通事故により死亡した幼児(当時満8歳の女児)の将来の得べかりし利益の喪失による損害賠償額を算定するにあたり」、「ライプニッツ式計算法が交通事故の被害者の将来の得べかりし利益を現

在価額に換算するための中間利息控除の方法として不合理なものとはいえないことも当裁判所の判例とするところであって、(最高裁昭和50年(オ) 第656号同53年10月20日第2小法廷判決・民集32巻7号1500頁)、これと同旨の原判決に所論の違法はない。」

【まとめ】 最高裁昭56年10月8日判決(以下、「昭和56年判決」と呼ぶ)の主要な論点は、逸失利益の算定における男女格差の是正であり、その中で、年少女子の収入額を資金センサスの全女子平均賃金とし、生活費控除割合を5割、中間利息の控除方法をライップニッツ方式とすることの是非、さらに男女格差の是正方法の一つとして、女子の場合に慰謝料額を増額する方法の是非が問われた。この男女格差問題については、別稿(22)で詳論した。

本稿の問題関心である中間利息の控除方法の論点に絞ると、本昭和56年 判決は、前掲昭和53年判決を引用し、8歳女子の将来の得べかりし利益の 喪失による損害賠償額算定にあたり、特に積極的な理由付けを明示するこ ともなく、「ライプニッツ式計算法が交通事故の被害者の将来の得べかり し利益を現在価額に換算するための中間利息控除の方法として不合理なも のとはいえない」と判示し、原告らの上告を退けた。

こうして、前掲昭和53年判決同様、本昭和56年判決も、年少女子の逸失利益の算定方法に当たり、特に不合理でない限り、原審の裁量判断を是認する従来の立場を踏襲した。

### 5 最判平成2年3月23日判時1354号85頁、判タ731号109頁

【事実】 本件は、第一審判決が9歳男児の亡Aの逸失利益について、亡Aの境遇等の事実認定に照らし、その得べかりし利益は、昭和61年男子全年令全学歴センサスによる収入にホフマン係数を乗じた原告ら主張の金4254万8656円とするのが相当であると判示したところ、原判決は、これを昭和62年度のセンサスを適用し金4331万3976円とした上、「Yらは、交通事故

の被害者の将来得べかりし利益を事故当時の現在価額に換算するための中間利益控除の方式として、ライプニッツ式計算法を採るべきである旨主張するが、本件について右計算方法としてホフマン式計算法を採ることが不合理・違法なものとはいえない。|と判示した事案である。Yら上告。

【争点】 年少男子の逸失利益算定とホフマン式計算法による中間利息控除 の合理性

【上告理由<sup>(23)</sup>】 原判決は、亡Aの逸失利益につき、賃金センサスに基づく 男子労働者全年令平均賃金を基礎収入とした上で、現在価額の算出方式に ついてホフマン式を採用している。しかし、本件において、現在価額に換 算するための中間利息控除の方法として、ライプニッツ式計算法を採用す べきであり、これに反する原審の判断は不合理であり、採証法則の適用に 違反している。

【判旨】 上告棄却。「死亡した幼児の将来の得べかりし利益の喪失による 損害賠償の額は、個々の事案に応じて適正に算定すべきものであるから、 原審が、亡A(本件事故当時9歳の男児)の将来の得べかりし利益の喪失 による損害賠償の額につき、賃金センサスによる男子労働者の産業計・企 業規模計・学歴計の全年齢平均賃金額を基準として収入額を算定した上、 ホフマン式計算法により事故当時の現在価額に換算したからといって、直 ちに不合理な算定方法ということはできない。所論引用の最高裁昭和36年 (オ)第413号同39年6月24日第3小法廷判決・民集18巻5号874頁は、右 のような算定方法を違法とする旨の判示まで含むものではないから、原判 例に抵触するところはない。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用する ことができない。

【まとめ】 最高裁平成2年3月23日判決(以下、「平成2年判決」と呼ぶ)は、9歳男児の逸失利益の算定に当たり、まず、「死亡した幼児の将来の得べかりし利益の喪失による損害賠償の額は、個々の事案に応じて適正に算定すべき」ことを挙げた。その上で、9歳男児の将来得べかりし逸失利益額に

ついて、「賃金センサスによる男子労働者の産業計・企業規模計・学歴計の 全年齢平均賃金額を基準として収入額を算定した上、ホフマン式計算法に より事故当時の現在価額に換算したからといって、直ちに不合理な算定方 法ということはできない。」と判断した。本平成2年判決の意義は、最高裁 として初めて全年齢平均賃金とホフマン方式の組合せを是認した点にある。

上告理由が引用する昭和39年判決は、幼児の逸失利益の算定を積極的に 肯定した画期的な判例であり、算定の指針として、「裁判所は被害者側が 提出するあらゆる証拠資料に基づき、経験則とその良識を十分に活用して、 できうるかぎり蓋然性のある額を算出するよう努め、ことに右蓋然性に疑 いがもたれるときは、被害者側にとって控え目な算定方法」を採用するこ とを挙げているものの、具体的な算定方法については論じていなかった。

周知のように、昭和39年判決後、裁判実務上、主に(1)東京地裁方式(賃金センサスの男女別全年齢平均賃金を基礎に中間利息をライプニッツ方式により控除する方式)、及び(2)大阪地裁方式(同じく男女別18歳~19歳の初任給を基礎に中間利息をホフマン方式により控除する方式)に、大別された。これら以外にも、本平成2年判決が採用した(3)男女別全年齢平均賃金を基礎に中間利息をホフマン方式により控除する方式、(4)初任給とライプニッツ方式の組合せがある。既に論じたとおり、最高裁は、(1)、(2)、(3)のいずれの算定方式も、特に理由を示すことなく不合理なものとはいえないとして、逸失利益の算定方法は原審の裁量に委ねている((1)前掲昭和53年判決・前掲昭和56年判決、(2)最判昭和54年6月26日交通民集12巻3号607頁・最判平成8年1月18日自保ジャーナル141号2頁、(3)前掲平成2年判決)。

### 6 最判平成3年11月8日交通民集24巻6号1333頁

【事実】 本件は、居眠り運転のため反対車線にはみ出して進行していた 加害車両(Y運転)が、対向進行して来た27歳の男子会社員A運転の車両 に衝突しAが死亡した事故で、原審は、地方放送会社に勤務していた亡A

の逸失利益について、(1)会社の給与水準が民間企業全体よりも高いこと、(2)将来の昇給が確実であること等を考慮し、基礎となる収入を事故前の年収額とせず、57歳の定年までは賃金センサス大卒男子労働者の平均賃金、定年後67歳までは60~64歳の平均賃金とし、生活費控除5割、及び、新ホフマン方式により中間利息を控除して算定するのが相当とした事案である。Y上告。

【争点】 会社員の逸失利益の算定とホフマン式計算法による中間利息控除 【上告理由<sup>(24)</sup>】 原判決は、亡Aの逸失利益の算定に当たり、推定年収額と して定年57歳までの30年間について、昭和62年度賃金センサス男子労働 者、旧大・新大卒、企業規模計の全年齢平均給与額を採用しながら、30年 (就労可能年限までは40年) という長期にもかかわらず、中間利息控除方 法としてホフマン方式を採用した点に、最高裁判所の判例と相反する判断 をし、また経験則に違背し事実を誤認した点で、法令の違背がある。

【判旨】 上告棄却。「所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の 証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違 法はない。右判断は、所論引用の判例と抵触するものではない。」

【まとめ】 最高裁平成3年11月8日判決(以下、「平成3年判決」と呼ぶ)は、独身の男子会社員(27歳)の死亡に基づく逸失利益の算定に当たり、昇給自体は確実であり、賞与水準も民間企業全体の水準より高いことを理由に、賃金センサスに基づき昇給を推認し、事故時から57歳の定年までの30年間は賃金センサスの男子労働者旧大・新大卒・企業規模計の平均賃金を、定年後67歳までの10年間は同60歳~64歳の平均賃金を基準に、生活費控除を5割とし、中間利息を新ホフマン方式により控除して算定した原判決を是認した。これにより、一つの算定例を示した。

全年齢平均賃金を稼働可能期間の全てにわたって固定させる方式より、 本平成3年判決の原審のように、当該被害者の個別事情に沿い、定年の前 後で依拠する平均賃金を変えたことは、不合理なほどの誤差が生じない限 り、一算定例として認められてよかろう。但し、本件収入額の認定による と、初任給ではないのに、なぜライプニッツ方式ではなく新ホフマン方式 と組合せたのか、算出される逸失利益額が過大にならないか、特に理由が 示されていないため、疑問を示す者がいる<sup>(25)</sup>。

### 7 最判平成22年1月26日判時2076号47頁、判タ1321号86頁

【事実】 本件は、Yが高速道路を進行中、停止中のA運転の車両に追突しAを死亡させた本件事故につき、Aの相続人Xらが、Yに対し損害賠償を求め、Aの逸失利益の算定に当たり中間利息を控除する方式として、民事法定利率年5分での単利方式であるホフマン方式(将来取得する債権額を毎年均等に取得するという前提に立つ複式ホフマン方式)を採用すべきであると主張した事案である。第一審は、これを採用せず、民事法定利率年5分での複利方式であるライプニッツ方式により中間利息を控除した。これに対し、原審は、損害賠償額の算定に当たり被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算する場合における中間利息控除の方法は、ホフマン方式に拠るものと変更し、これは平成17年判決の判示内容から帰結される旨判示した<sup>(26)</sup>。Y上告。

【争点】 損害賠償額の算定に当たり被害者の将来の逸失利益を現在価額に 換算するための中間利息控除の方法

【上告理由】 平成17年判決は、中間利息の割合について判示したものであり、中間利息控除の方法について何ら触れるものではないから、原審の判断は、同判決を正解せず、法令の解釈を誤るものである。

【判旨】 上告棄却。「原審は、損害賠償額の算定に当たり被害者の将来の 逸失利益を現在価額に換算する場合における中間利息控除の方法はホフマ ン方式によらなければならないとし、このことは最高裁平成16年(受)第 1888号同17年6月14日第3小法廷判決・民集59巻5号983頁の判示したと ころから帰結される旨判断するものであるが、平成17年判決は、上記の場 合における中間利息の割合について判示したものであって、上記の場合に

おける中間利息控除の方法について何ら触れるものではないから、原審の上記判断は、平成17年判決を正解せず、法令の解釈を誤るものといわざるを得ない。」「しかしながら、原審が、その適法に確定した事実関係の下において、上告人の不法行為により死亡した被害者の遺失利益(ママ)を現在価額に換算するための中間利息控除の方法としてホフマン方式を採用したことは、不合理なものとはいえず(最高裁平成元年(オ)第1479号同2年3月23日第2小法廷判決・裁判集民事159号317頁参照)、原審の判断は、結論において是認することができる。」

【まとめ】 最高裁平成22年1月26日判決(以下、「平成22年判決」と呼ぶ)は、平成17年判決は中間利息控除の方法ではなく中間利息控除の割合について判示したことを理由に、原審がAの死亡による逸失利益を現在価額に換算するため、中間利息を控除する方法としてホフマン方式によらなければならないと判断したことは、判例を誤認しているが、原審が適法に確定した事実関係の下では、「ホフマン方式を採用したことは、不合理なものとはいえ」ないとして、結論において原審の判断を是認した。したがって、本平成22年判決も、中間利息の控除方法として、ライプニッツ方式及びホフマン方式のいずれも不合理なものとはいえないとする従来の最高裁の立場を踏襲したものといえる。

### 8 小 括

既に述べたとおり、中間利息の控除方法については、単利方式であるホフマン方式と複利方式であるライプニッツ方式が存在し、さらに前者には単式と複式のホフマン方式があったが、前掲昭和37年判決が最高裁として初めて複式ホフマン方式を認めて以来、実務上複式ホフマン方式が主流となった。

その後、東京地裁は、昭和46年頃からライップニッツ方式に依拠するようになり、東京地裁を中心にライップ方式による中間利息の控除が始まった。

要するに、裁判所としては、年少者の適正かつ妥当な逸失利益額を求めるために、「基礎収入の認定方法と中間利息の控除方法とを、具体的妥当性をもって整合的に関連させることが必要<sup>(27)</sup>」とする。前掲「共同宣言」では、特にホフマン方式とライップニッツ方式の係数に顕著な差が生じる典型が、「中間利息の控除期間が長期にわたる」年少者の場合であり、年少者の基礎収入に「比較的高額の全年齢平均賃金を広く用いることとの均衡」、及び、「ホフマン方式(年別・単利・利率年5分)の場合には、就労可能年数が36年以上になるときは、賠償金元本から生じる年5分の利息額が年間の逸失利益額を超えてしまうという不合理な結果となる」のに対し、「ライプニッツ方式(年別・複利・利率年5分)の場合には、そのような結果が生じない」こと等を考慮し、「中間利息の控除方法としては、ライプニッツ方式を採用ことが相当<sup>(28)</sup>」と結論づけた。賃金センサスの男女別全年齢平均賃金を基礎に中間利息をライプニッツ方式により控除する、いわゆる「東京地裁方式」の全国展開である。

かくして、中間利息の控除方法をめぐる大審院・及び最高裁判例を概観し、最高裁としては、特に十分な理由づけを付することなく、いわば慣行として用いられてきた中間利息の控除方法について、ホフマン方式及びライップニッツ方式のいずれの方式も不合理とはいえないと判示し、実務上各裁判所の裁量に委ねた。但し、収入額との組合わせいかんによっては、特に年少者の逸失利益額に座視できない程の大きな誤差が生じるおそれもあった<sup>(29)</sup>。

その後、前掲東京・大阪・名古屋の3地裁民事交通事故専門部の「共同提言」により、2000年1月1日以降、全国的にライプニッツ方式に拠ることとなったものの、被害者の属性により、ホフマン方式に基づいて中間利息を控除することを是とする判決も散見された。

翻って、そもそも逸失利益算定における収入額や生活費割合の認定、現在価額を得るためのホフマン式計算法かライプニッツ式計算法かといった、中間利息の控除方法等の各算定要素が、被害者の個別具体的な事実関係の

下で適切妥当な損害賠償額を得るための素材と考えるならば、事実審裁判所は、自らの裁量の合理的な範囲内で、損害の公平な分担・原状回復の理念や経験則に基づき、当該被害者の具体的状況に応じて、それぞれ適切に取捨選択を行いながら、当該被害者にとって適切妥当な損害賠償額を志向していると考えられよう。

最後に、前掲「共同宣言」以前において、「全国を平均した場合、被害者の年齢が20歳未満の場合までは、ライプニッツ方式を利用する裁判所が多いにもかかわらず、被害者の年齢が20歳以上の場合は、圧倒的にホフマン方式を利用する裁判所が多い<sup>(30)</sup>」という指摘が、なされていた。稼働可能期間が長期にわたる未成年者(通常18歳から67歳までの49年間)に対して、裁判実務が、長期の場合に不合理な結果が生じるホフマン方式のリスクを避け、ライプニッツ方式に依拠する傾向が見てとれよう。

(未完)

#### 注

- (1) 拙稿「人身損害·物的損害·経済的損害」山田卓生編集代表/淡路剛久編『新・現代損害賠償法講座 第6巻 損害と保険』(日本評論社、1998年) 103頁―105頁参照。
- (2) 人身損害において、中間利息控除は、本稿で取り扱う死亡逸失利益及び後遺障害逸失利益の算定のほか、将来の介護費等の積極的損害の算定で行われる。また、周知のように、後遺障害逸失利益の算定及び将来の積極的損害の算定では、中間利息控除の基準時が重要な争点とされ、①事故時説、②症状固定説、③紛争解決時説が主張されている。堺充廣「逸失利益の現価算定の基準時について」判時1566号3頁以下(1996年)、本田晃「逸失利益の現価算定の基準時」東京三弁護士会交通事故処理委員会・日弁連交通事故相談センター東京支部共編『民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準2003年(平成15年)版』303頁以下(以下、いわゆる「赤い本」と呼ぶ)、浅岡千香子「損害額算定における中間利息控除の基準時」前掲赤い本・2007年(平成19年)版下巻171頁以下、村主隆行「後遺障害逸失利益の中間利息控除の起算時」不法行為法研究会編『交通事故損害賠償の軌跡と展開一交通事故民事裁判例

#### 損害賠償額算定における中間利息の控除方法の史的変遷(1)

集創刊50周年記念出版—』(ぎょうせい、2019年)215頁以下参照。本稿では、 この基準時の問題は取り扱わない。

- (3)この点、最判平成17年6月14日民集59巻5号983頁のXらは、①中間利息控 除率を5%とする実務慣行に関し、「多数の交通事故損害賠償事件における 『法的安定性の維持』、『民事法定利率が5パーセントである』、『破産法等が 中間利息について年5パーセントの控除を定めている』、『交通事故の損害金 元本に付される遅延損害金の率が年5パーセントである』といったことがら を論拠としている」としているが、これは、「将来の収入を失った者の逸失 利益の現在価値を経済的に求めるという中間利息控除の考え方自体にそぐわ ない」。「Xらは、過去の多数の裁判例が採用した逸失利益の現在価値算定方 法について、その合理性がない旨主張しているのであるから、これに法的安 定性をもって答えることは議論を圧殺するものである。」と主張する(民集 59巻5号1058頁―1060頁)。また、関連して、例えば、東京高判平成13年6 月13日判時1752号44頁以下では、「利率が年5%と定められたのは、民法制 定当時のヨーロッパ各国及び我が国の一般的な貸付金利が5%であったこと を踏まえて、金員の一般的な運用利率を長期的に展望したことによるものあ り(穂積陳重政府委員の答弁を参照)、金利動向の短期的な変動によって頻 繁に利率を変更することが予定されているものではないが、法定利率と実際 の金利情勢との著しい乖離が長期間継続することが見込まれる場合には、法 定利率を変更することも考慮されるべきである。しかし、そのためには民法 404条の改正という立法上の手当がされる必要がある。」とする。
- (4) 井上繁規・中路義彦・北澤章功「交通事故による逸失利益の算定方式についての共同提言」判時1692号159頁以下(2000年)。
- (5) 井上ほか・前掲注(4) 162頁以下。逸失利益の算定において、賃金センサスの男女別全年齢平均賃金を基礎に中間利息をライプニッツ方式により控除する、いわゆる「東京地裁方式」の全国統一化である。
- (6) 井上ほか・前掲注(4) 159頁。
- (7) 拙稿「【判例研究】改正民法下の逸失利益算定における中間利息控除の意義―最判平成17年6月14日(民集59巻5号983頁)―」熊法147号173頁以下(2019年)。
- (8) 「民法の一部を改正する法律」(平成29年法律第44号、http://www.moj.go.jp/content/001226886.pdf) は、平成29年(2017年) 6月2日公布され、一部の規定を除き、令和2年(2020年) 4月1日に施行されることとなった(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06 001070000.html)。詳細は、「民法の一部を改正

する法律の施行期日」参照 (http://www.moj.go.jp/content/001242839.pdf)。いずれのURLも最終閲覧2021年12月27日。

(9) 潮見佳男『民法(債権関係)改正法の概要』(きんざい、2017年)72頁、 窪田充見『不法行為法―民法を学ぶ [第2版]』(有斐閣、2018年)380頁― 384頁等参照。

なお、本条は、部会資料81B第1と同じ内容が「要綱仮案の第二次案」(法制審議会民法(債権法)部会の部会資料は法務省ウエブサイト掲示のpdf版により引用し、共通する「民法(債権関係)の改正に関する」は省略する。)部会資料82-1で示され、「要綱仮案(案)」部会資料83-1、「要綱仮案(平成26年8月26日決定)」に引き継がれ、①将来の逸失利益について控除される中間利息は損賠償請求権発生時の法定利率とされ、「要綱案の原案(その1)」部会資料84-1で、②将来負担すべき費用についても同様に規定し、「要綱案(平成27年2月10日決定)」、「要綱(平成27年2月24日決定)」、「法律案要綱(http://www.moj.go.jp/content/001142180.pdf)」、「民法の一部を改正する法律案」(第189回国会提出、平成29年4月1日衆議院において修正議決、http://www.moj.go.jp/content/001226886.pdf)、「民法の一部を改正する法律第44号、http://www.moj.go.jp/content/001226886.pdf)、へと、引き継がれた。いずれのURLも2021年12月27日最終閲覧。

- (10) 本稿では、判決文の「」で引用している部分は、原則として原典どおりの表記をしているが、字体等の変更や漢数字から算用数字への変更を行い、改行、濁点・句読点、下線、傍点、番号等を補ったところがある。以下、同様とする。
- (11) 他の争点として、損害賠償債務の履行遅滞の時期等が挙げられる。
- (12) 他の上告理由として、(4)「ほふまん式計算法なるものは中間利息控除の算定方法なり。即破産宣告の時より期限に至る迄の未知の債権額に対する単利法の法定利息を控除し破産債権と為すの方法なり。然るに、此の方法に依りて現在一時に支払うべき金額を確定しながら、此の金額に対し訴状送達後年5分の割合の損害金の加算を為すは甚しき矛盾なりとす。即中間利息を控除する計算を相当なりと認め、右利息を控除しながら更に其の中間利息の加算を命ずるは、大なる矛盾なりと謂わざるべからず。」「原判決は理由齟齬の不法あり。」(6)「破産宣告に非ざる本件の如き場合に於ては起算点を何れに定め、期限迄の利息を計算するやは不明なりと謂わざるべからず。従て、何れの時を起算点と為すやは判決に明示するの必要あり。然るに、原判決は、単に漫然ほふまん式に依るを相当と判示したるのみにして、何れの時を起算点と為

#### 損害賠償額算定における中間利息の控除方法の史的変遷(1)

したるやに付、何等判示する所なし。」(7)「Xが8歳の現在に於て21歳の将来の損害を一時に支払を命ずるは、其の之を命ずる裁判に依りて定まることなりとす。左れば、其の判決の確定する時を起算点として期限迄の利息を計算すべきものとす。少くとも其の一時支払を命ずる裁判の時を起算点と為さざるべからず。」「仮にYらに本訴の支払義務ありとするも、其の裁判以前に於ては遅滞の責に任ずべき筋合なし。然るに、原判決はYらに対し本件訴状送達の翌日たる大正10年9月17日より年5分の損害金の加算を命じたるは不法にして、原判決は破毀を免れず。」

- (13) 他の判示として、(6)「原判決は<u>Xの8歳の現在を以て起算点と為したるものなること判文上明白</u>なるを以て、原判決が起算点を判示せずして、漫然ほふまん式計算法に依るを相当としたるは不法なりとする論旨は其の理由なし。」(7)「YらはXに対し、本件不法行為の時より之に因りて生じたる損害を賠償する義務あるものなるを以て、原判決がYらに対し、本件訴状送達の翌日たる大正10年9月17日より年5分の損害金の加算を命じたるは固より相当にして、此の点に関する論旨は総て採用せず。」
- (14) 右田堯雄「判解」最判解民昭和37年度(法曹会、1966年) 452頁—454頁、 千種達夫『人的損害賠償の研究(下)』(有斐閣、1975年) 253頁—261頁、 339頁—372頁、加藤一郎『不法行為』(有斐閣、増補版6刷、1977年) 226— 227頁、加藤一郎編『注釈民法(19) 債権(10)』55頁 [篠原弘志](有斐閣、 初版14刷、1978年)、篠原弘志「逸失利益とその現在額の測定」有泉亨監修・ 坂井芳雄編『現代損害賠償法講座7 損害賠償の範囲と額の算定』(日本評論社、第1版5刷、1979年) 180頁—184頁、大島眞一「ライブニッツ方式と ホフマン方式」判タ1228号53頁以下(2007年)、窪田・前掲注(9) 384頁— 389頁参照。
- (15) 例えば、利率が年5%の場合、20年を超えると現在価額は0 (1-20×0.05) となり、損害賠償請求者にとって不合理となる。
- (16) ちなみに、中間利息の控除割合との関係でも、平成17年判決の原告Xらは、破産法等他の法律との関係について、「破産法等が中間利息について5パーセントの控除を定めていることについては、それらが弁済期未到来の債権について上乗せされている将来利息分を控除して現在額を算定するための方法である」のに対し、「本件で問題とされているのは既に履行期が到来して遅滞に陥っている損害賠償債権であ」り、かつ「その損害(逸失利益)にはそもそも将来分の利息・損害金の上乗せはされていないのである」から、「逸失利益算定において上記破産法等の規定を援用することは不合理である。」

(最判平成17年6月14日民集59巻5号1058頁-1060頁) と主張している。

- (17) 本稿の問題関心から、争点1 (下請負人の被用者の不法行為につき元請負人が民法715条の責任を負うための要件)については、省略する。
- (18) 千種・前掲注(14) 257頁、370頁、篠原・前掲注(14) 182頁参照。
- (19) 例えば、高松地丸亀支判昭和33年11月5日下民集9巻11号2181頁、甲府地 判昭和34年4月24日下民集10巻4号820頁参照。
- (20) 本稿の問題関心から、養育費控除の可否の争点については、省略する。
- (21) 本稿の問題関心から、収入額・生活費控除及び慰謝料額の争点については、 省略する。
- (22) ①拙稿「未成年女子の生命侵害に基づく損害賠償論―史的展開と近時の理論動向―」石田喜久夫先生古稀記念『民法学の課題と展望』(成文堂、2000年)707頁以下、②拙稿「損害賠償額の男女間格差について」交通法研究39号(2011年)58頁以下、③拙稿「近時の裁判実務における年少女子の逸失利益の算定と男女間格差について」熊本法学130号(2014年)101頁以下、④拙稿「逸失利益(2)―女児の場合(最二小判昭和62.1.19)」交通事故判例百選[第5版](2017年)94頁以下参照。
- (23) Yらは、最判昭和39年6月24日民集18巻5号874頁(以下、「昭和39年判決」 と呼ぶ)を引用し、以下のとおり上告理由を述べた。亡Aは死亡当時満9歳 の男子であり、そもそも被害者が幼児の場合、逸失利益については、かつて はその算定が不可能であるとして認めない判例もあったが、最高裁は、「年 少者死亡の場合における消極的損害の賠償請求については、一般の場合に比 し不正確さが伴うにしても、裁判所は被害者側が提出するあらゆる証拠資料 に基づき、経験則とその良識を十分に活用して、できうるかぎり蓋然性のあ る額を算出するよう努め、ことに右蓋然性に疑いがもたれるときは、被害者 側にとって控え目な算定方法(たとえば、収入額につき疑があるときは、そ の額を少な目に、支出額につき疑があるときは、その額を多めに計算し、ま た遠い将来の収支の額に懸念があるときは算出の基礎たる期間を短縮する等 の方法)を採用することにすれば、慰謝料制度に依存する場合に比較してよ り客観性のある額を算出することができ、被害者側の救済に資する反面、不 法行為者に過当な負担を負わせることにもならず、損失の公平な分担を窮極 の目的とする損害賠償制度の理念にも副うのではないかと考えられる」とし て、幼児の逸失利益を積極的に認めるに至った。この昭和39年判決は、その 後の裁判の基準として適用されてきたものであり、中間利息の控除方法につ いても、カルプツォウ式、ホフマン式、ライプニッツ式のいずれによるか、

右の基準に照らして、その合理性が検討されてきたことは公知の事実である。 そして、ホフマン式計算法については、就学可能期間が一定年限を超える と、賠償金元本から生ずる年間利息額が年間逸失額を超えて、しかも被害者 は元本をも得る結果となり、幼児などの場合には、中間利息の控除が不当に 少なすぎて、賠償者に不当に酷な結果をきたすことになるとの批判があり、 下級裁判所では、幼児の死亡の場合の逸失利益の算出には、ライブニッツ式 計算法を採用して適用するのが法則となっているというべきである。

加えて、その算出にかかる基礎収入を何に依拠するかとも関連しており、これを賃金センサスに依拠する場合に、前記昭和39年判決の趣意にのっとり、全年令全学歴給与平均額によるときにはライブニッツ式計算法を、就労開始時である18ないし19歳の平均給与額によるときにはホフマン式計算法を適用し、「被害者側の救済に資する反面、不法行為者に過当な負担を負わせることにもならず、損失の公平な分担」の実現を図ってきている。それぞれの事案に即し、賠償者に不当に酷な結果を生じないとするものであり、本件のような事案においても、そのまま、ホフマン式計算法を採用して適用すべきとするものでない。

以上の点について、本件をみると、満9歳の男子亡Aの就労可能期間は18歳から67歳までの49年間にも及ぶため、原審がホフマン式計算法を用いて算出した逸失利益額は金4331万3976円となり、6か月または一年を一期として、利殖されることが多い(昭和37年判決参照)現況に鑑みるとき、右逸失利益額の運用利息は、原審が判示する前記賃金センサスによる年収から生活費を控除した残額に相当する金額となることが容易に判断できるのであり、このように基礎収入として全年令全学歴の平均賃金を採用する場合には、ライブニッツ式計算法により逸失利益の現在価額を算出するのが採証法則というべきなのである。原判決は、これに反し、前記のとおり、本件とは事案の異なる最高裁判所の判決を引用し、本件においてもホフマン式計算法を適用した逸失利益の算出を、「不合理、違法なものとはいえない」と判断するものであって、破棄を免れない。

(24) 東京地裁民事交通部は、18歳未満ないしその前後の被害者についての逸失利益算定につき、早くから賃金センサスの学歴計・全年齢平均給与を採用し、同地判昭和46年5月6日判タ266号204頁以降は、現価算出の計算方法として一貫してライブニッツ方式を使用してきた。福岡・札幌地裁その他多数の裁判所もまた今日同様である(平均賃金固定説。いわゆる東京地裁方式)。これに対して、大阪・名古屋地裁その他がホフマン方式によるのは、18歳~19

歳あるいは20~24歳の学歴計平均給与額を基礎とするからにほかならない(初任給固定説。いわゆる大阪地裁方式)。元来が全年齢平均給与の方が高額であつたところへ、特に最近はこれがはね上がつているため、前者の方式が係数の低いライプニッツ方式を採りつつ後者の認定額を大きく上回って差が開き過ぎ、公平を失するとの指摘も出ている(倉田編・5大地裁庁裁判官による座談会「交通事故賠償の算定基準について」50頁以下)。したがつて、もし全年齢平均給与額を基礎にホフマン方式をかけ合わせたとすれば、現在の賠償水準をはるかに超える結果となる。

昭和53年判決、昭和56年判決、及び最高裁昭和61年11月4日判時1216号74頁、同昭和62年1月19日判タ629号95頁は、いずれも幼児につき賃金センサス全年齢平均給与を基礎とした上でのライブニッツ方式適用を肯認したものであり、他方同昭和54年6月26日判タ391号71頁はセンサスの18歳~19歳平均給与額を基準とすることを不合理でないとして是認したが、それはホフマン方式によった事案であった。これら最判が、いずれも「不合理とはいえない」として、現価算定に関する両方式をそれぞれ支持する立場をとつているのは、基礎とされた推定収入額との関係で逸失利益がその当時の賠償水準並みの控え目な金額に導かれているからであろう。本件原判決のとった方式は、下級審裁判例をみるまでもなく訴訟実務上極めて異常な例であって、控え目な算定どころか、ことさらに高額逸失利益を算出するための技法を求めたものと評されても仕方がない。

- (25) 本平成3年判決の解説、加賀山茂「判批」交通事故判例百選[第4版](1999年)118—119頁によると、「ライプニッツ係数もホフマン係数も、年収額が一定でない場合には使えない」として、年毎に中間利息控除を行いそれを積み上げる「現価積上げ方式」により本件亡Aの逸失利益を算定すると、原審・最高裁が是認した逸失利益額の方が700万円も高額になっている旨指摘し、「最高裁のような、どの組合せも許容されるかのような無責任な判断を下すべきではない。」と結論づけている。
- (26) 原審の論理は、次のとおりである。「現行法は、将来の請求権を現在価額に換算するに際し、法的安定及び統一的処理が必要とされる場合には、法定利率により中間利息を控除する考え方を採用している。例えば、民事執行法88条2項、破産法99条1項2号(旧破産法(平成16年法律第75号による廃止前のもの)46条5号も同様)、民事再生法87条1項1号、2号、会社更生法136条1項1号、2号等は、いずれも将来の請求権を法定利率による中間利息の控除によって現在価額に換算することを規定している。損害賠償額の算

#### 捐害賠償額算定における中間利息の控除方法の史的変遷(1)

定に当たり被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するについても、法的 安定及び統一的処理が必要とされるのであるから、民法は、民事法定利率に より中間利息を控除することを予定しているものと考えられる。このように 考えることによって、事案ごとに、また、裁判官ごとに中間利息の控除割合 についての判断が区々に分かれることを防ぎ、被害者相互間の公平の確保、 損害額の予測可能性による紛争の予防も図ることができる(最高裁判所平成 17年6月14日判決・民集59巻5号983頁)。そして、民事執行法等における中 間利息の控除に当たっては、複利方式であるライプニッツ方式ではなく、民 法が前提とする単利計算(民法405条)を用いたホフマン方式により行われ ているのであるから、法的安定及び統一的処理の見地からすれば、損害賠償 額の算定に当たり、被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するための方 式は、ホフマン方式によらなければならないというべきである。|「なお、実 質的に考えても、本件のように逸失利益算定の基礎収入を被害者の死亡時に 固定した上で将来分の逸失利益の現在価値を算定する場合には、本来、名目 金利と賃金上昇率又は物価上昇率との差に当たる実質金利に従って計算する のが相当であるところ、本件事故時における実質金利が法定利率である年5 パーセントを大幅に下回っていたことは公知の事実である。であるにもかか わらず、法的安定性の見地から民事法定利率を用いるべきであると解する以 上、被害者が被った不利益を補填して不法行為がなかった状態に回復させる ことを目的とする損害賠償制度の趣旨からして、被害者が受け取るべき金額 との乖離がより少ないと考えられるホフマン方式を用いるのが相当である。| 結局、原審は、第一審判決書25頁18行目から19行目にかけての「6133万6677 円」を「6955万1834円」と改めた。

- (27) 札幌地判平成17年11月2日判時1923号77頁以下参照。
- (28) 井上ほか・前掲注(4) 162頁以下。
- (29) 中間利息控除の問題点に関し、賃金センサスや予想される賃金によって逸失利益を算定する場合の正確な計算方式は、いわゆる「表計算方式」によるべきとの立場から、加賀山茂・竹内尚寿「逸失利益の算定における中間利息控除方式の問題点について」判タ714号17頁以下(1990年)、特に26頁、加賀山・前掲注(25) 119頁参照。
- (30) 加賀山ほか・前掲注(29) 18頁。

#### 〔付記〕

本稿は、全国銀行学術研究振興財団の研究助成金による研究成果の一部である。